

# 地球温暖化対策推進法の改正による温暖化対策の推進①

## 地方公共団体の総合的・計画的な施策の実施

○自ら排出する温室効果ガスを減らす事業者としての責務(現行法第4条第2項)

すべての自治体で実行計画の策定(現行法第21条)

○地域において総合的かつ計画的な施策を推進する責務(現行法20条第2項)

都道府県、政令市、中核市、特例市における施策  
についての計画策定(改正法第20条の3)

事務事業編

地方公共団体実行計画

区域施策編

自治体自らの事務事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減等の計画の策定  
・庁舎・施設の省エネ対策等  
(現行法第8条第2項第6号の基本的事項に基づき策定)

○以下についての計画策定  
・自然エネルギー導入の促進  
・地域の事業者、住民による省エネその他の排出抑制の推進  
・公共交通機関、緑地その他の地域環境の整備・改善  
・循環型社会の形成  
(以上4項目が義務的記載事項)  
○都市計画や農業振興地域整備計画等との連携改正  
(改正法第20条の3第4項)

グリーンニューディール基金  
(550億円)等

国全体として進めるべき取組を支援

※二重囲いの部分が今回の拡充内容

地方公共団体実行計画協議会による策定協議・実施の連絡調整  
関係行政機関、関係地方公共団体、推進員、地域センター、事業者、住民等がこぞって参画  
(改正法第20条の4)

国による支援

地域の施策や事業の実施

地域地球温暖化防止活動推進センターの協力  
(改正法第24条)

# 地球温暖化対策推進法の改正による温暖化対策の推進②

## 排出抑制等指針の策定

事業者に対し、以下の2つの努力義務を課すこととした。

① 事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の抑制等に資するものを選択し、また排出量が少なくする方法で使用するよう努めること。

② 日常生活用製品等の製造等を行う場合には、温室効果ガスの排出量が少ないものの製造等を行うとともに、その利用に伴う温室効果ガスの排出に関する情報の提供を行うよう努め、また、当該情報の提供にあたっては、日常生活における排出抑制のための措置の実施を支援する役務の提供を行う者の協力を得つつ、行うよう努めること。

また、主務大臣は①、②の義務を果たす上で必要な措置を示した排出抑制等指針を公表することとした。

施行：平成20年12月12日

### 事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等

### 事業者の努力義務

### 日常生活における排出抑制への寄与

#### 業務部門における事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項

##### ○効果的な実施に係る取組

- ・体制の整備、職員への周知徹底
- ・排出量、設備の設置・運転等の状況の把握
- ・情報収集・整理
- ・PDCAの実施

##### ○排出の抑制等に係る措置

熱源設備、空調設備等ごとに、設備の選択及び使用方法について具体的な措置を提示

- ・エネルギー消費効率の高い熱源機への更新、空調対象範囲の細分化
- ・燃焼設備の空気比の適正化、空調設定温度・湿度の適正化 等

業務部門における温室効果ガスの排出抑制

#### 日常生活における温室効果ガスの排出の抑制への寄与に係る措置に関する事項

##### ○事業者が講ずべき一般的な措置

- ・エネルギー消費効率が高い製品等の製造
- ・カーボン・オフセット、エコ・アクション・ポイント等の活用
- ・カーボン・フットプリント制度等の「見える化」の活用による情報の提供
- ・地方公共団体等との連携 等

##### ○事業者が講ずべき具体的な措置

照明機器、冷暖房機器等ごとに、日常生活用製品等の製造等について講ずべき措置を提示

- ・エネルギー消費量の少ない照明機器の製造等
- ・待機消費電力量の少ない冷暖房機器の製造等 等

家庭部門における温室効果ガスの排出抑制

# 地球温暖化対策推進法の改正による温暖化対策の推進③

## 地域グリーンニューディール基金の創設(地域環境保全基金の拡充)

- 平成20年6月、地球温暖化対策推進法の改正により地域のCO<sub>2</sub>削減計画の策定を義務付け。
- 地方は、厳しい財政状況にある中で、さらなる環境対策の実施が必要とされている。
- 都道府県等の地域環境保全基金を拡充して、取組を支援。

「地域の活性化」と「低炭素化・エコ化」を同時に推進

(基金対象事業の例)



住宅断熱リフォーム



コミュニティサイクル



市民出資による  
太陽光パネル設置



微量PCB混入廃棄物の処理促進



漂流・漂着ゴミの  
回収・処理

・地方公共団体事業への充当、  
民間事業者への補助、利子助成等

・3年間で取り崩して活用

地球温暖化対策推進法に基づく地域計画等、国全体として進めるべき取組を支援

### <基金対象事業>

- (1) 地球温暖化対策の推進(省エネ住宅、環境負荷の少ない交通・エネルギーインフラ等の整備等)
- (2) アスベスト廃棄物、不法投棄等の処理の推進
- (3) 微量PCB廃棄物の処理の推進
- (4) 漂流・漂着ゴミの回収・処理等の推進 等

(※) 地域環境保全基金: 環境保全に関する知識の普及・啓発などの地域環境保全活動を支援するため、平成元年度補正予算により、全国の都道府県及び指定都市に設置した基金。

# ポリシーミックスの活用①(経済的手法、国内排出量取引制度、環境税)

## ■環境税

CO<sub>2</sub>の排出量又は化石燃料の消費量に応じて課税し、市場ルールに環境利用コストを織り込むことで、そうでない場合に比べ、環境資源の浪費を防ぐことを意図するもの(「排出者責任負担の原則」の実現)

○環境税は、税制のグリーン化※の、いわばその徹底した姿とも言え、広く社会全体の意識・行動を変革する契機となる。

※税制のグリーン化...エネルギー課税のみならず広く各種の税制度の中でそれぞれの本来の目的達成を図りつつも、CO<sub>2</sub>を始めとする環境負荷となるものを多く出す人が負担をし、負荷となるものを出さない努力をする人の負担が軽くなる税制に向けた改革を行うこと。

### 1. 環境税の効果

#### (1) 価格インセンティブ効果

化石燃料の使用抑制、低排出設備の導入・利用・技術開発等を促す。

#### (3) アナウンスメント効果

広く国民各層の意識改革を促す。

#### (2) 財源効果

税収を温暖化対策の財源として活用する。

#### (4) 排出量取引制度等の対象にできない幅広い部門・事業者に対しても対象とすることができる。(公平性)

### 2. 京都議定書目標達成計画(平成20年3月閣議決定)における位置づけ

第3章第2節の2.横断的施策において下記のように定められている。

#### (1-3) 環境税

地球温暖化防止のための環境税については、国民に広く負担を求めることになるため、地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組の現状などを踏まえて、国民、事業者などの理解と協力を得るように努めながら、真摯に総合的な検討を進めていくべき課題である。

### 3. 低炭素社会づくり行動計画(平成20年7月閣議決定)における位置付け

#### (1) 税制のグリーン化

本年秋に予定している税制の抜本改革の検討の際には、道路財源の一般財源化後の使途の問題にとどまらず、環境税の取扱いを含め、低炭素化促進の観点から税制全般を横断的に見直し、税制のグリーン化を進める。

### 4. 平成21年度税制改正大綱(平成20年12月自由民主党・公明党)における位置付け

#### 第4 検討項目

1 経済危機に対応する景気対策の目玉として、グリーン環境投資の拡大を通じて内需拡大に貢献し、経済社会、国民の生活行動の変化を招来するよう、環境先進国として、未来に向けて低炭素化を思い切って促進する観点から、税制のグリーン化を推し進める。

なお、環境税については、税制抜本改革に関する議論の中で、税制全体のグリーン化を図る観点から、様々な政策的手法全体の中での位置づけ、課税の効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、既存の税制との関係等に考慮を払いながら、納税者の理解と協力を得つつ、総合的に検討する。

### 5. 持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」(平成21年6月23日閣議決定)における位置づけ

#### Ⅲ 税制抜本改革の全体像

#### 2 税制抜本改革の基本的方向性

(8) 低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化を推進する。

### 6. 所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)における位置付け

#### 附則

(税制の抜本的な改革に係る措置)第四百四条 政府は、基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成二十年度を含む三年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、二十年代(平成二十二年から平成三十一年までの期間をいう。)の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。

2 (略)

3 第一項の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。

一～七 (略)

八 低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化(環境への負荷の低減に資するための見直しをいう。)を推進すること。

# ポリシーミックスの活用②(経済的手法、国内排出量取引制度、環境税)

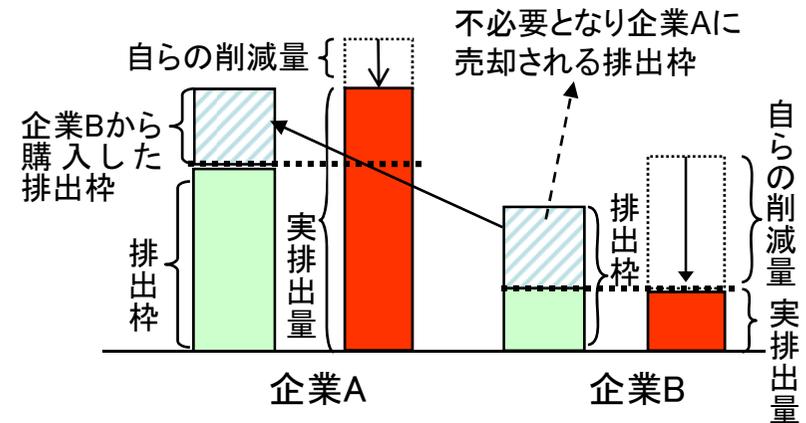
## 国内排出量取引制度

国内排出量取引制度とは、

- ①温室効果ガスの排出総量の目標量を決定し、
- ②制度の対象となる事業者に排出枠を交付し、
- ③排出枠の達成のため、事業者が自らの排出量を削減するとともに、
- ④余剰となる排出枠を有する事業者は、排出枠が不足する事業者にこれを売却することができる制度。

### 1. 国内排出量取引制度が有する特徴

- ①削減コストの低減化  
対策費用が安い事業者が大きく削減し、余剰となる排出枠を対策費用が高い事業者に販売することにより、全体として一定量の削減を実現する上で削減コストを最小化できる。
- ②目標達成の確実性  
目標の排出総量と同量の排出枠しか交付しないので、確実に排出削減を実現。
- ③目標達成の柔軟性  
事業者は、自ら排出削減を実施することに加え、他者からの排出枠購入によっても排出枠を達成することができる。



### 2. 京都議定書目標達成計画における位置付け

平成20年3月閣議決定された京都議定書目標達成計画の第3章第2節の2.横断的施策において下記のように定められている。

#### (1-2)国内排出量取引制度

確実かつ費用効率的な削減と取引等に係る知見・経験の蓄積を図るため、自ら定めた削減目標を達成しようとする企業に対して、経済的なインセンティブを与えると同時に、排出枠の取引を活用する自主参加型の国内排出量取引を2005年度から実施している。2007年夏に第1期が終了したことを受け、得られた結果を踏まえつつ、今後より有用な知見・経験を蓄積する観点から、参加者の拡大、参加方法の多様化及び検証方法の効率化を図る等同制度を拡充していく。国内排出量取引制度については、中期的な我が国の温暖化に係る戦略を実現するという観点も含め、2007年度フォローアップにより見込まれる、産業部門の対策の柱である「自主行動計画の拡大・強化」による相当な排出削減効果を十分踏まえた上で、他の手法との比較やその効果、産業活動や国民経済に与える影響、国際的な動向等の幅広い論点について、具体案の評価、導入の妥当性も含め、総合的に検討していくべき課題である。

### 3. 国内排出量取引制度の検討状況

2008年1月、国内排出量取引制度検討会を設置し、5月に中間まとめを公表。本中間まとめは、制度設計の論点すべてを網羅した本邦初のレポートとなっており、日本の実情を踏まえつつ、4つの制度オプション試案を提示。

2008年6月、福田前総理が同年秋から「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」(以下「試行実施」という。)を開始するとされたことを受け、「低炭素づくり行動計画」(平成20年7月29日閣議決定)に基づき関係省庁からなる検討チームで制度設計を行い、同年10月21日に地球温暖化対策推進本部で決定。この試行実施の軸となる「試行排出量取引スキーム」は、企業等が自主的に削減目標を設定し、その達成を目指して排出削減を進めるとともに、排出枠やクレジットの取引を活用しつつ、目標達成を行う仕組みであり、排出総量目標や原単位目標の選択など様々なオプションを試行するものである。平成21年7月までに計715社からの参加申請があった。

# 深夜化するライフスタイル・ワークスタイルの見直し

## 施策の実施状況

- 深夜化するライフスタイル・ワークスタイルの見直しに関し、諸外国の状況について調査を行った。国民の抜本的な意識改革に向け、諸外国の状況も踏まえ、総合的に検討する。

# サマータイムの導入

## 前年度以前の施策の実施状況

1. サマータイム導入に伴う温室効果ガスの増減試算
2. サマータイム制度導入に伴うコスト計算の検討
3. サマータイム制度導入に関する「メリット」「デメリット」の検証

## 今年度を実施する施策の概要、予算等

1. サマータイム制度導入に伴うコスト計算の検討
2. サマータイム制度導入に関する諸問題の検証

## 次年度以降の施策強化等の方向性

- 議員立法の状況を踏まえつつ、サマータイム制度に係る論点の具体化を進め、
- 国民的議論の展開とともに、環境意識の醸成と合意形成を図る。

# 温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度

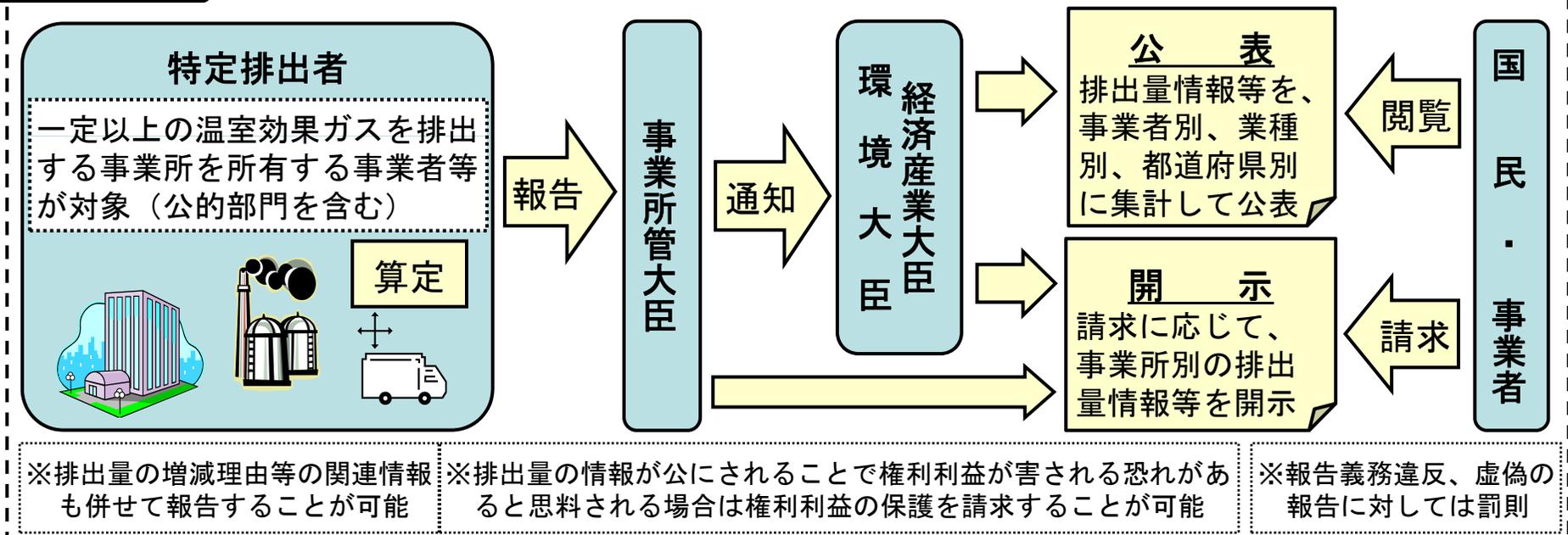
## 施策の全体像

温室効果ガスを一定量以上排出する者に温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することを義務付け、国が報告されたデータを集計・公表する制度。

## 実施した施策の概要と今後の予定

- 前年度 : 法改正により、報告単位を業所単位から事業者・フランチャイズチェーン単位へ変更し、業務部門を中心に対象を拡大
- 今年度 : 平成20（2008）年度排出量の集計・公表の実施
- 次年度以降 : 平成22（2010）年度以降から事業者・フランチャイズチェーン単位での制度運用開始

## 制度の概要



# 事業活動における環境配慮の促進

## 目的

持続可能な経済活動を築いていくためには、企業の環境保全などの取組が市場において積極的に評価されることが必要である。そのために、以下を目的とした施策を行う。

- 環境への取組が市場で高く評価される仕組みが形作られ、各経済主体の取組能力が向上すること。
- 企業活動における環境情報が、適宜、適切に提供され、広く普及すること。

## 施策の概要

### ○「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」(環境配慮促進法)の評価・検討

20年度:環境報告書の作成・公表、信頼性向上のため取組等、環境配慮促進法の施行状況の評価・検討。

21年度:前年度の評価・検討における指摘事項を踏まえ、環境報告ガイドライン改訂に向けた検討、及び環境報告書の利用促進に必要な措置を進める。

### ○環境金融の把握及び体系化

企業活動の環境配慮や環境保全活動などを促進する環境金融の拡大についてのより具体的な調査・検討

20年度:投資家に対する企業の環境情報の適切な提供のあり方等、環境金融促進のための具体策について検討を進めた。

21年度:環境に配慮した企業が評価され、それに伴い有利に資金提供がされるように環境格付融資支援を進める。京都議定書目標達成を目指し、温暖化対策に係る設備投資を行う事業者に利子補給(無利子相当を上限)を行う。

### ○エコアクション21の普及促進

20年度:エコアクション21認証取得を要件とした財政投融资制度の創設とその広報等、エコアクション21のより一層の普及拡大、及びエコアクション21の改訂に着手した。

21年度:エコアクション21の改訂を完了し、改訂内容について説明会等の開催により、普及促進を図る。

# 気候変動枠組条約及び京都議定書に基づく温室効果ガス 排出量・吸収量の算定のための国内制度の整備

実施した施策の概要と今後の予定

前年度	・排出量・吸収量のインベントリ作成等を行うとともに、精緻化を図るための調査・研究等を実施した。(2008年5月16日に2006年度インベントリの条約事務局への報告を行った)
今年度	・排出量・吸収量のインベントリ作成等を行うとともに、更なる精緻化を図るための調査・研究等を実施する。(2009年4月30日に2007年度インベントリの条約事務局への報告を行った)
次年度以降	・引き続き排出量・吸収量のインベントリ作成等を行うとともに、更なる精緻化を図るための調査・研究等を実施する。

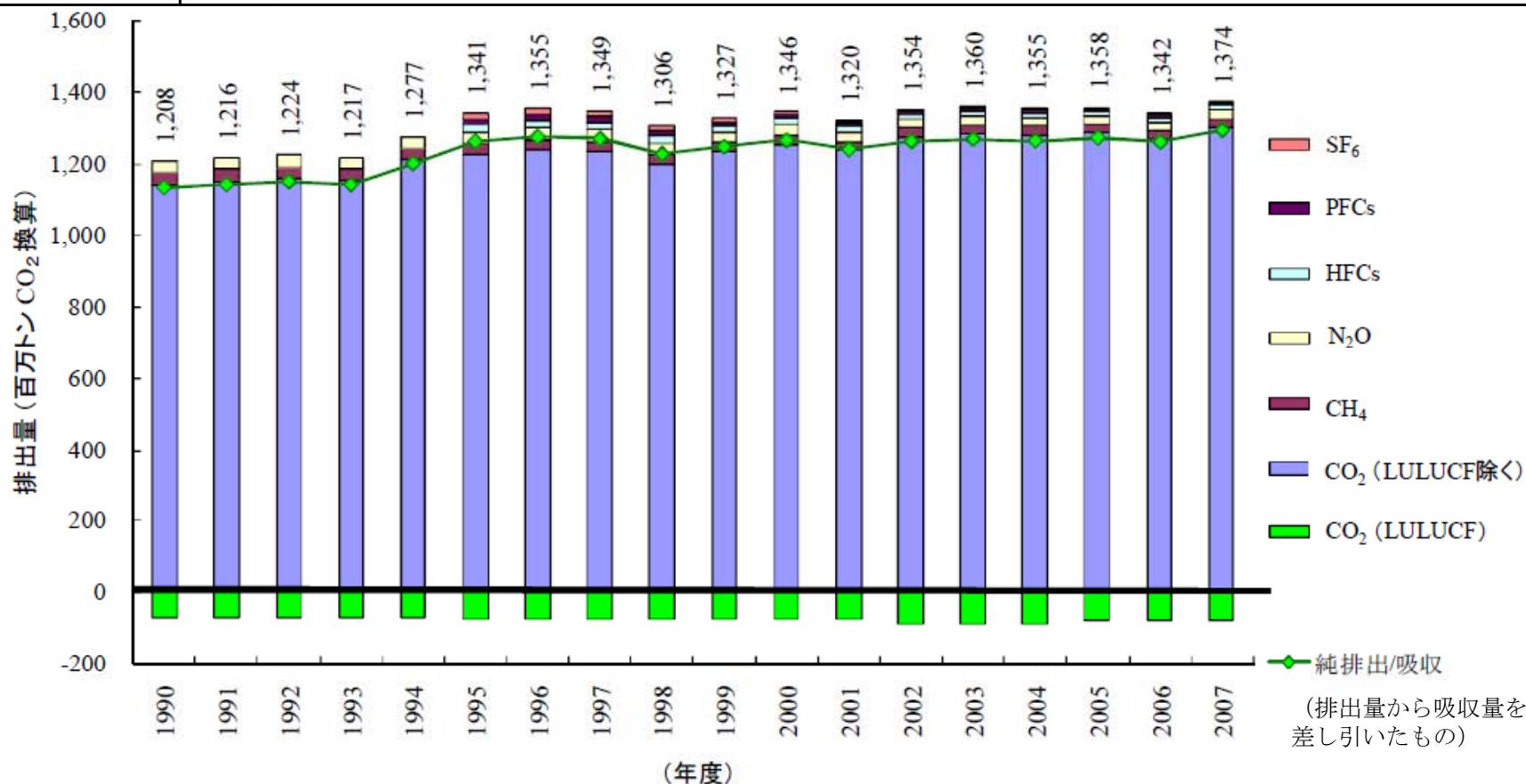


図 日本の温室効果ガス排出量及び吸収量の推移 (出典: 日本国温室効果ガスインベントリ報告書(2009年4月))

# 地球温暖化対策技術開発事業(エネルギー対策特会)の推進

## ◇新エネルギー総合利活用等戦略的温暖化対策技術開発(委託事業)

・環境エネルギー技術革新計画において、「短中期的対策(2030年まで)に必要な技術」に位置付けられた技術開発、イノベーション25において社会還元加速プロジェクト、及び研究開発ロードマップに位置づけられた技術開発に対する支援。

《計画等における位置づけ》

◎イノベーション25

・社会還元加速プロジェクト

【環境エネルギー問題等の解決に貢献するバイオマス資源の総合利活用】

・研究開発ロードマップ

【効率的にエネルギーを得るための地域に即したバイオマス利用技術】

◎環境エネルギー技術革新計画

地産地消型の自然エネルギー利用

セルロース系資源からのバイオ燃料製造と利用

エネルギーの面的利用(エネルギーのカスケード利用)、

他の技術との連携により効果がより一層拡大される技術

◎洞爺湖サミット

「第二世代のバイオ燃料の研究開発」の重要性を指摘

## H21年度本事業における戦略的技術開発

(1)新エネルギー面的利用技術開発

(2)第二世代(セルロース系資源由来等)バイオ燃料製造・利用技術開発

(3)地域におけるバイオマス資源総合利活用システム技術開発

## ◇地球温暖化対策技術開発事業

基盤的な省エネ・代エネに係る温暖化対策技術の開発及び効果的な温暖化対策技術の実用化に対する支援。

### ○重点的に取り組む技術開発 I (委託事業)

(1)省エネ対策技術実用化開発

(2)再生可能エネルギー導入技術実用化開発

(3)都市再生環境モデル技術開発

### ○重点的に取り組む技術開発 II (補助事業)

(4)循環資源由来エネルギー利用技術実用化開発

(5)製品化技術開発

# 気候変動に係る研究の推進、観測・監視体制の強化

## 地球環境研究総合推進費

- 地球環境保全施策に貢献する先導的・独創的な研究を推進するための政策反映指向型競争的資金（平成21年度予算額：3,955百万円（内数））
- 平成20年度は、「低炭素社会研究の高度化」と「温暖化影響への適応策研究の高度化」に関する2つの特別募集枠を創設し、当該研究分野の研究を特に推進。
- 平成21年度は、アジア諸国の低炭素社会実現のためのビジョンとロードマップを描く「アジア低炭素社会プロジェクト」と、越境大気汚染物質の削減と地球温暖化の防止を図る共便益（コベネフィット）アプローチによる「アジア広域大気汚染防止プロジェクト」の2つの戦略的研究開発領域課題を開始。

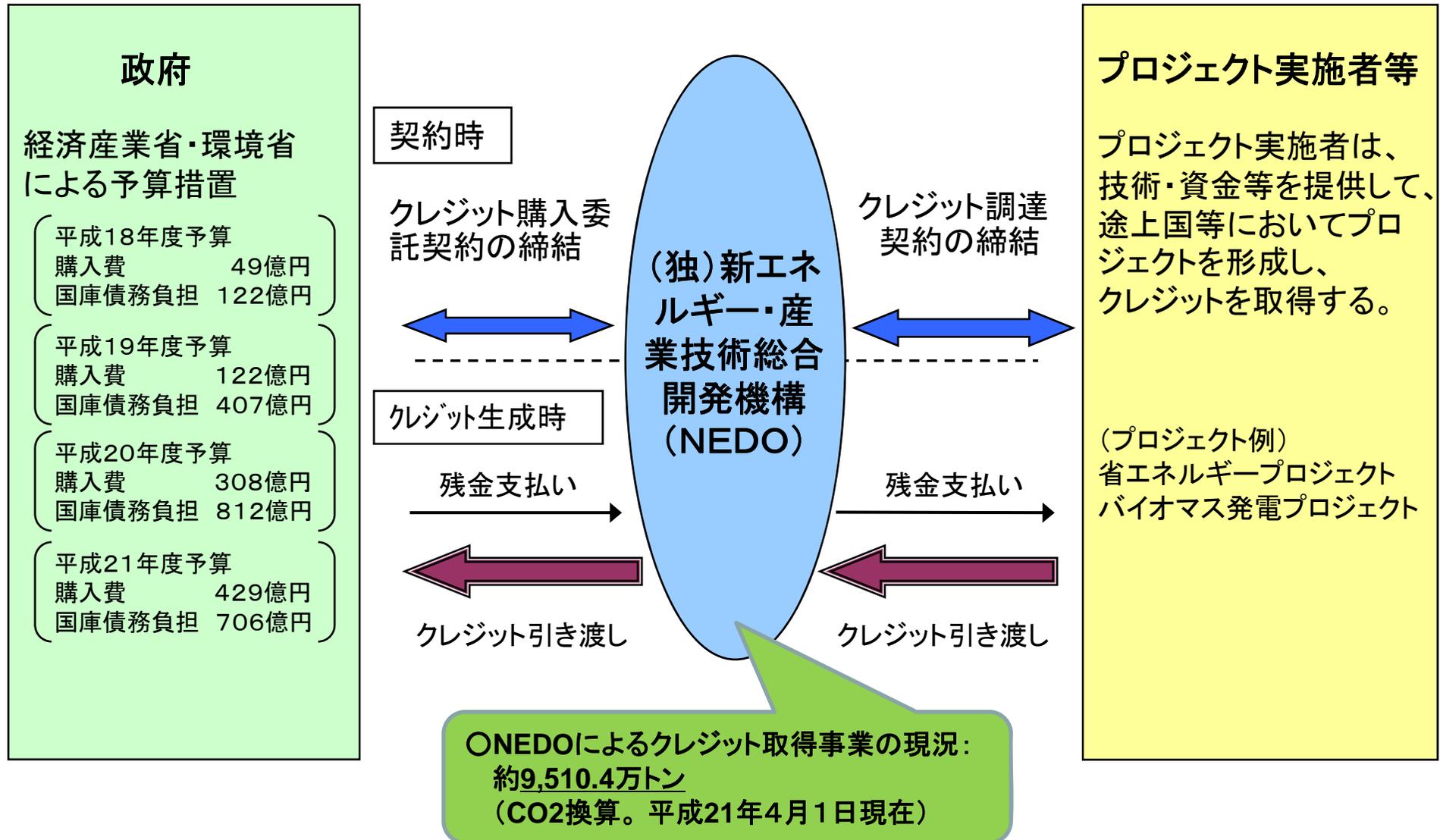
## 地球温暖化に関する地球観測の連携促進

- 「地球観測の推進戦略」（2004年12月総合科学技術会議決定）に基づき、地球観測システム（温暖化分野）を統合されたものとするため、平成18年度に「地球観測連携拠点（温暖化分野）」を環境省と気象庁が共同で設置。
- 平成20年度は、関係府省・機関における地球温暖化分野の観測ニーズの取りまとめ、公開ワークショップの開催等を実施。
- 平成21年度も、引き続き運営（要望額：環境省 144百万円 気象庁 23百万円）。

## 温室効果ガス観測センサの開発・運用

- 温室効果ガス観測技術衛星（GOSAT）に搭載される観測センサの開発、及び打ち上げ後の観測データの検証を実施。
- 平成20年度は、衛星に搭載するセンサの最終確認及び打ち上げ後のデータ検証のための機器整備等を実施（GOSATは平成21年1月に打上げ）。
- 平成21年度は、打ち上げ（平成20年度冬の予定）後のGOSATによる観測データの検証（地上観測データ等との比較）を行う（予算額：180百万円）。

# 政府によるクレジット取得について



# 国際交渉のスケジュール（2009年）

気候変動枠組条約

G8・主要経済国フォーラム

